

# 公害診療報酬請求の手引き

令和元年5月

尼崎市

健康福祉局 公害健康補償課

## 公害診療報酬の請求について

病院又は診療所から、公害診療報酬の請求をされる場合は、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書（入院①、入院外②）を添えて**診療月の翌月8日までに**、尼崎市公害健康補償課へ提出して下さい。なお、尼崎市医師会所属の医療機関は尼崎市医師会を通じて提出して下さい。

指定疾病（続発症を含む）以外の疾病に係る診療費は必ず分離して、社会保険等へ請求して下さい。

また、4指定疾病の続発症に係る診療費を請求される場合は、原疾患と続発症との関連性について明細書の摘要欄に記入し、データ（血液ガス分析結果、X線所見）を添付して下さい。

第1 公害診療報酬請求書については、次により取り扱って下さい。

(1) 「令和 年 月分」欄について

診療の行われた年月を記載して下さい。

(2) 「件数」欄について

公害診療報酬明細書の件数の合計を記載して下さい。

(3) 「金額」欄について

入院分については、公害診療報酬明細書①の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については、公害診療報酬明細書②の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載して下さい。

また、月遅れ分も請求される時は合算して記載して下さい。

(4) 「令和 年 月 日」欄について

公害診療報酬請求書を提出される年月日を記載して下さい。

(5) 「医療機関コード」欄について

厚生労働省記載要領通知別添2第4により定められた医療機関コード7桁を記載して下さい。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である医療機関の所在地及び名称を記載して下さい。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

開設者の氏名又は名称を記載して下さい。

法人の場合は、法人印も捺印して下さい。

※ その他、プリントした所在地、名称、振込先等の内容に誤り又は変更等がありましたら、尼崎市公害健康補償課まで連絡下さい。

第2 公害診療報酬明細書については、次により取り扱って下さい。

1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書（入院①、入院外②）を使用して下さい。

2 公害診療報酬明細書①の記載については、次のとおりです。

- (1) 「令和 年 月分」欄について  
診療の行われた年月を記載して下さい。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について  
公害医療手帳の記号番号を記載して下さい。
- (3) 「氏名」欄について  
ア 診療を受けた者の氏名を記載して下さい。  
イ 「1男 2女」欄は該当する性別を○で囲んで下さい。  
ウ 「大・昭 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載して下さい。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について  
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載して下さい。
- (5) 「疾病名」欄について  
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載して下さい。
- (6) 「診療開始日」欄について  
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名に記載した項に記載して下さい。  
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載して下さい。
- (7) 「転帰」欄について  
治癒した場合には「治ゆ」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲んで下さい。  
なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載して下さい。
- (8) 「診療実日数」欄について  
入院日数を記載して下さい。  
他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記して下さい。
- (9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について  
公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載して下さい。「第

3章その他の診療料2その他」については、「(1点12円)点」欄に点数を記載して下さい。

(10) 「㊸ 注射」欄について

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載して下さい。

薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載して下さい。

(11) 「㊹ 画像診断」欄について

画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載して下さい。

(12) 「㊺ 入院」欄について

ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数(入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数という。」第1章第2部の例によること。)及び日数を「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点12円)点」の欄に記載して下さい。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合は、それぞれの所定点数と日数について同様に記載して下さい。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えありません。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定して下さい。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の(1)に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点10円)点」の欄に記載して下さい。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載して下さい。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数(入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること)を「(1点12円)点」欄に記載して下さい。また、「(1点12円)点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の欄に記載して下さい。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「(1点12円)点」の枠に記載された点数の合計を記載して下さい。

イ 「②」欄には、「(1点10円)点」の枠に記載された点数の合計を記載して下さい。

(14) 「㊦ 食事」欄について

「基準」の「円×回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載して下さい。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載して下さい。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載して下さい。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意して下さい。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載して下さい。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領により取り扱って下さい。

3 公害診療報酬明細書②の記載については、次のとおり取り扱って下さい。

(1) 「令和 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)に従って下さい。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載して下さい。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載して下さい。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載して下さい。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載して下さい。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点15円)点」欄に点数を記載して下さい。

(4) 「⑬ 医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載して下さい。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載して下さい。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」に「ネブ」の記号を表示して下さい。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬ 医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭ 在宅」欄の「その他」の項に記載して下さい。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては「摘要」欄に「ネブ」の記号を表示して下さい。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載して下さい。

(5) 「⑳ 注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「㉑ 皮下筋肉内」及び「㉒ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「㉓ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載して下さい。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㉔ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載して下さい。

なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㉔ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載して下さい。

(6) 「㉕ その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載して下さい。

また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載して下さい。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付を、すべて記載して下さい。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えありません。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載して下さい。

(8) その他

2の(16)により取り扱って下さい。

---

公害診療報酬請求の手引き

尼 崎 市 保 健 所  
公 害 健 康 補 償 課  
尼崎市七松町1丁目3番1-502号  
電話：(06) 4869-3019  
F a x (06) 4869-3068

---